

総合エネルギー調査会
省エネルギー・新エネルギー分科会 新エネルギー省委員会
バイオマス持続可能性ワーキンググループ（第2回）
議事要旨

○日時

令和元年5月27日（月） 18時00分～20時30分

○場所

経済産業省 本館17階 第一特別会議室

○出席委員

高村ゆかり座長、相川高信委員、芋生憲司委員、河野康子委員、道田悦代委員

○オブザーバー

川中正光 農林水産省食糧産業局バイオマス循環課 再生可能エネルギー室長
岸雅明 環境省地球環境局地球温暖化対策課長補佐

○事務局

山崎新エネルギー課長、保田新エネルギー課長補佐、神沢新エネルギー課長補佐、
小松新エネルギー課係長

○議題

- (1) 国内業界団体ヒアリング
- (2) 認証機関・海外政府ヒアリング

○議事要旨

- (1) 国内業界団体ヒアリング

<バイオマス固体燃料について>

委員

- ・ 副産物の持続可能性確認に関する協会案について、持続可能性と合法性は異なる意味であると考えるが、合法性だけでは担保できない持続可能性の内容についてどのように確認を行うのか。副産物について、農園まで遡って持続可能性の確認を行わないことは適切か。

- 協会案では、副産物の持続可能性の確認方法確立には時間を要するため、段階的に、2019年から2021年までの2年間で体制を整えていくとしているが、その2年間、持続可能性に関する説明責任をどのように担保するのか。
- パーム油については、調達元のパーム農園を認証するRSPOのようなスキームがある。パーム由来の副産物についても、調達元のパーム農園を認証することで持続可能性を満たすと考えることが可能と考えるが、見解をお聞きしたい。
- 第三者認証による量的な確認証明をどのように行っていくのか。
- 協会に所属していない事業者の持続可能性はどのように確認していくのか。

業界団体

- 合法性と持続可能性は異なると認識している。一方で、副産物については、発生から発電に供されるまでの過程の中で、食料競合や生物多様性への影響を及ぼすことはないと考えられることから、合法性を証明することで、発生以降の工程における持続可能性が担保されるものと考えている。副産物の付加価値は農産物全体の1～2%に止まるため、加工場より前のプロセスまで遡って持続可能性を確認することは現実的ではない。
- 新規燃料については、協会案による持続可能性確認が確立されてから導入したいと考えている。一方でPKSについては、現行のFIT制度の中で既に使用されているため、徐々に持続可能性の確認を進めていきたいと考えているが、その過程で問題が発覚した発電事業者については即座に発電事業を停止する予定。
- 基本的には事業者の責任による自主的な持続可能性確認であるが、懸念が残るようであれば、業界団体が確認を行うことも可能である。
- 全体で見ると数%の付加価値でしかないPKSについて、発生工程以前の農場までのトレーサビリティと量の確認は現実的に不可能である。
- 非会員である事業者による自主的な確認についても、業界団体が確認を行うことを考えている。

<バイオマス液体燃料について>

委員

- ライフサイクルGHG排出量について、化石燃料と比較し、どの程度削減が必要と考えているか。
- バイオマス燃料が食糧需給バランスへの影響がないということを、どのように証明していくのか。発電事業者には精緻な説明責任が求められる。また、気候変動・政情不安といった外的要因による食糧需給バランスへの影響リスクが考えられるが、見解をお聞きしたい。

- 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会の下に設置された「持続可能な調達ワーキンググループ」では、I S P OとM S P Oは、それぞれ課題が指摘される場合があるものの、改善に取り組む姿勢を後押しする観点、将来への期待という条件付きで認められたものであるが、その点について見解をお聞きしたい。I S P OとM S P Oについて、R S P Oと同等と認識しているか。
- サプライチェーンにおいて疑義が生じた場合、監査機関等による監査を実施するとあるが、具体的にどのような見通しか教えていただきたい。
- R S BとR S P Oとの具体的な違いはなにか。
- 持続可能性の確保の観点では、全体量のコントロールが重要と考えているが、パーム油既存発電事業者3社以外が新たに実施するパーム油発電事業に関する持続可能性確認をどのように担保していくのか。また、他の植物油については使用量の拡大を考えているのか、見解をお聞きしたい。
- 貴団体が、昨年秋の調達価格等算定委員会で、M S P O、I S P OがR S P Oと同等の持続可能性認証スキームとプレゼンテーションしていたが、改めてその根拠を教えていただきたい。

業界団体

- G H G排出量基準について、参考として、R S Bでは45g-CO₂/MJという目標値を設定している。
- 例えばR S Bでは、認証制度に有効期限があり、有効期限の更新を行う際に、その時点での食料需給バランスへの影響について確認している。一方、食料需給バランスへの影響が無いと言い切ることができないため、影響がないよう配慮する、とするのが妥当である。
- R S P O、I S P O、M S P Oといった認証を取得することで社会・労働面での基準を全て満たしているとは考えていないため、サプライチェーン等の工程で問題が生じた際は、専門の第三者委員会等で検討していきたいと考えている。
- 昨年度の調達価格等算定委員会の時点では、東京 2020 組織委員会での検討結果等に基づき、M S P O、I S P OがR S P O同等であると判断しプレゼンテーションを行ったが、現段階では完全に同等であるとは言えないと考えている。
- 他の植物油についても燃料としての可能性を検討したいため、持続可能性が担保できF I T制度に適合するものであれば、拡大していきたいと考えている。

(2) 認証機関・海外政府ヒアリング

<欧州系バイオマス認証スキームについて>

委員

- 日本の木質バイオマスで一般的に利用されているFSC、PEFCについては、認証の中に「商取引証明」が含まれていないが、今後どのような政府の対応や事業者への対応が考えられるか。
- 認証スキームの評価基準としてはどのようなものを活用すればよいか。
- 食料競合を保証している認証スキームはあるのか。
- RSBは包括的で準拠が難しいとあるが、詳細を教えてください。
- GGLやSBPでは、PKSなどの副産物の認証も可能なのか。

認証機関

- SBP、GGLについては、FSC、PEFC、SFI等の認証と並行して取得することで、商取引証明の確認について対応することが可能。
- 認証スキームの評価基準としては、スキームごとに認証基準や目的が明記されているため、それらを比較することが重要。
- 食料競合について、本日紹介しているスキームはいずれも食料競合しないことを前提として作成されている。
- RSBは要求事項が多岐に渡るため、その分準拠することが困難である。
- SBPは木質に特化したスキームである。このため、今は副産物の認証は不可能だが、将来的には認証ができるよう検討する。

<ISPO、MSPOについて>

委員

- PKSやEFBといった副産物への適用は可能か。
- 認証油の量の確認をどのように担保するのか。
- RSPOが存在している中で、国ごとの独自の制度を作る必要があったのは何故か。
- 情報公開制度について、農園の位置情報、サプライチェーンについて確認することができるようになるのか。
- 東京2020組織委員会での検討では、ISPOとMSPOが国家を挙げて取り組む認証の将来に期待するという意味で、両認証を認めたもの。ISPOは2020年までに国内の7割、MSPOは2019年末までに国内の10割を認証燃料とするとい

う目標を掲げているが、認証制度の運用における、審査の厳しさ、認証機関・審査員のレベル等について情報をお聞きしたい。

- I S P OやM S P Oについては、東京 2020 組織委員会の検討においても、人権や労働に関する基準が不十分という指摘があった。児童労働・強制労働の防止とその確認方法について教えていただきたい。

インドネシア

- P K SやE F Bの認証も可能である。
- 国内法令を遵守するスキームが必要であるという考えの下、2011年にI S P Oが発足した。
- 2011年に児童労働に関する法律が規定されている。

マレーシア

- P K S、E F Bの認証については、今後導入予定である。
- R S P Oは民間団体による認証であるため、国としての認証機関の必要性を感じ、M S P Oを発足した。R S P Oが排他的(exclusive)である一方、M S P Oは包括的(inclusive)なスキームであると考えている。

座長

- 多くの質問が出たことから、後日改めて書面でお答えをいただくこととしたい。委員からも追加の質問があれば、事務局へお伝えいただきたい。

(お問合せ先)

資源エネルギー庁

省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課

電話 : 03-3501-4031

FAX : 03-3501-1365